

感対第386-2号  
令和5年6月2日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
啓発資材の周知について（第三報）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日、令和5年4月10日付け感対第58-2号及び令和5年4月21日付け感対第133-2号において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材の周知について」で依頼させていただいたところですが、この度、厚生労働省より令和5年5月26日付け事務連絡において、医療機関向けの啓発資材の第3報が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、別添の通知の内容を御了知いただき、埼玉県医師会非会員医療機関宛てご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、現在当課において県の設備整備等の補助要綱を策定中です。要綱が出来上がり次第改めて周知を依頼させていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

「令和5年度新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」の実施について

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r5.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html)

ページ番号：232987

リーフレットにつきましても引き続き県のホームページで公表しています。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/aftercovid19\\_leaflet.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/aftercovid19_leaflet.html)

感染症対策課 補助金・宿泊療養担当

TEL：048-830-7502

E m a i l：a3510-30@pref.saitama.lg.jp